

2009年7月27日

加盟団体各位

日本LPガス団体協議会
保安委員会 委員長 安藤憲雄

LPガス用コージェネ設備に係る法規制の周知について

題記LPガス用コージェネ設備につきましては、「発電設備」であって「ガス消費機器」でもあることから、電気事業法（以下「電事法」という。）、液化石油ガス法（以下「液石法」という。）及び高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の適用を受けることとなりますが、これまで適用範囲が明確に示されていない状況でありました。

しかしながら、今年度よりLPガス用コージェネシステムの一つである「エネファーム」の普及促進が開始される状況となり、経済産業省原子力安全・保安院と協議の上、弊協議会として自主的に概略下記のとおりの内容の法適用範囲の周知を図ることとし、別添資料を作成致しました。

なお、一般用電気工作物以外（事業用電気工作物）となるLPガス用コージェネ設備につきましても、現在経済産業省原子力安全・保安院と協議中であり、法適用範囲等が確定致しましたら別途周知資料を作成・送付し、周知徹底をお願いする予定です。

（注）一般用電気工作物（LPG用コージェネ設備の場合）とは
燃料電池方式又はガスエンジン方式コージェネ設備であって次のもの
発電容量10kw/台、かつ 発電容量合計20kw未満
（エネファーム、エコウィル等が該当）

記

1. 法適用範囲（一般用電気工作物の場合）

コージェネ設備への各法規の適用範囲は、コージェネ設備の燃焼方式及び設置用途により下表のとおりとなります。

燃焼方式	設置用途	コージェネ設備本体及び附属機器	LPガス供給設備及び補助熱源
燃料電池方式 コージェネ設備 (エネファーム)	一般消費者等	電気事業法	液化石油ガス法
	工業用等	電気事業法	高圧ガス保安法
ガスエンジン方式 コージェネ設備 (エコウィル等)	一般消費者等	電気事業法 及び 液化石油ガス法	液化石油ガス法
	工業用等	電気事業法	高圧ガス保安法

2. 適用法規の区分境界（一般用電気工作物の場合）

「コージェネ設備本体及び附属機器」と「LPガス供給設備及び補助熱源」とは、前記のとおり適用法規が異なるため、法適用区分境界の明確化が必要であり、下記のとおりとなります。

- 「コージェネ設備本体及び附属機器」へのLPガス取入口と当該取入口への接続用LPガス供給器具との接続部を法適用区分境界とする。

3. 法適用による注意事項（一般用電気工作物の場合）

(1) 電気事業法適用による注意事項

- ◆ コージェネ設備本体及び附属機器には電事法が適用されますが、一般用電気工作物については電事法にて各種安全規制が定められており、当該規制に基づく認証を受けたコージェネ設備であれば、LPガス販売事業者側にて特に対応措置をする事項はない。
- ◆ 但し、系統連携等の電気供給関係については、電事法及び電力会社の指示に基づく必要がある。

(2) 液化石油ガス法適用（一般消費者等に設置の場合）における注意事項

- ◆ 燃料電池方式コージェネ設備については、コージェネ設備本体及び附属機器へのLPガス取入口と接続用LPガス供給器具との接続部までが液石法適用範囲であることか

ら、当該接続部まで液石法に基づく設置工事・検査及び維持管理を実施する必要がある。

- ◆ ガスエンジン方式コージェネ設備については、コージェネ設備本体まで液石法適用範囲であることから、コージェネ設備本体まで液石法に基づく設置工事・検査及び維持管理を実施する必要がある。

(3) 高圧ガス保安法適用（工業用等に設置の場合）における注意事項

- ◆ 燃焼方式に関わらずコージェネ設備本体及び附属機器へのLPガス取入口と接続用LPガス供給器具との接続部までが高圧法適用範囲となり、高圧法液化石油ガス保安規則に基づき設置及び維持管理を実施する必要がある。

以 上